■ 算定シート(売上高減少額方式) ※募集要項8頁参照

■ 昇足ノード(ガエ	一同《火》》(1971年) 《募集要項8頁参照				
【大企業・中小企業等】 一 開店日から要請期間までのあいだが1年未満の店舗用 一					
申請店舗名称:	(店舗名又は屋号)				
申請店舗所在地:	100.00				
◆1日当たりの売上高の算出					
① 参照月を選択してください。 年 月	■ 開店日以降、要請期間に入るまでの任意 ■ のひと月を選定してください。				
② 参照月の売上高を入力してください。	円 (消費税及び地方消費税を除く)				
③ 参照月の日数を入力してください。 日 ← 1·3·5·7·8·10·12月⇒31日					
2月⇒ <u>28日</u> 4·6·9·11月⇒ <u>30日</u>					
◆要請期間及び令和3年参照月の確認					
要請期間 まん延防止等重点措置 緊急事態措置					
6/21-7/11 7/12-0/1 0/2-0/21	要請に応じていただいた期間によって、変わります。				
1 -	→ ・原則、令和2年または令和元年の6月~8月のいずれかの月です。 例)から3までの全ての期間:7月または8月				
2	1及び2の期間:7月				
3	2及び3の期間:8月				
 ④ 要請に応じていただいた期間を全て選択してください。 期間					
⑥ 令和3年の参照月の日数を入力してください。 日 ← 6月と7月→ <u>61日</u> 7月→ <u>31日</u> 8月→ <u>31日</u>					
⑦ ⑤で選択した令和3年の参照月の売上高を入力してください。 円 (消費税及び地方消費税を除く)					
1日当たりの売上高 ⇒ ②参照月の売上高 ÷ ③参照月の日数 = 円 (小数点以下切り上げ)					
令和3年の1日当たりの売上高 ⇒ ⑦令和3年の参照月の売上高 ÷ ⑥参照月の日数 = 円 (小数点以下切り上げ)					
◆支給単価の確認					
・6月21日~8月1日の支給単価					
A: (1日当たりの売上高 — 令和3年の1日あたりの	売上高)× 0.4 = 円 (千円未満切上げ)				
B: 1日当たりの売上高 × O. 3 = 円 (千円未満切上げ)					
————————————————————————————————————					
・8月2日~8月31日の支給単価は上記のAと同額になります。					
月単位の算定が困難な場合は、開店以来の飲食業売上高を基準に1日当たりの売上高を算出します					

申請店舗の開店日を入力してください。 令和 年 月 日 下の表を参考に算定参照期間の売上高を入力してください。 円 (消費税及び地方消費税を除く) 算定参照期間の日数を入力してください。 日

月単位の算定が困難な場合の1日当たりの売上高 ⇒ 算定参照期間の売上高 ÷ 算定参照期間の日数 =

円(小数点以下和以上ば)

◆要請期間と算定参照期間

パターン	要請期間			ナの物理を答用でも?	
	まん延防止等重点措置		緊急事態措置	算定参照期間	左の期間を適用できる 店舗の条件
	6/21~7/11	7/12~8/ 1	8/ 2~8/31		万品の木口
1	—		-	開店日からR3.6.30まで	開店日がR2.7.1~R3.6.30の間である
2	-				
3				開店日からR3.7.31まで	開店日がR2.8.1~R3.7.31の間である
4	←			開店日からR3.6.30まで	開店日がR2.6.1~R3.6.30の間である
5		\longleftrightarrow		開店日からR3.7.31まで	開店日がR2.7.1~R3.7.31の間である
6			←	開店日からR3.7.31まで	開店日がR2.8.1~R3.7.31の間である

月単位の算定が困難な場合の支給単価

・ 6月21日~8月1日の支給単価

A : (算定参照期間の1日当たりの売上高 - 令和3年の1日あたりの売上高) × 0.4 = 円 (千円未満切上げ)

B: 事業年度の1日当たりの売上高× O. 3 = 円 (千円未満切上げ)

⇒ A と B で額の低いほうが支給単価(上限20万円)となります

・8月2日~8月31日の支給単価は上記のAと同額になります。